

令和 6 年 4 月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和 6 年 4 月 24 日（水）		開催場所	作東総合支所 2 階 応接会議室
開会時間	午前 10 時 00 分		閉会時間	午前 10 時 25 分
出席委員	教育長	福田 昌 弘	職務代理者	平 田 邦 義
	委員	岡 本 美 幸	委員	万 殿 貴 志
	委員	山 本 敏 子		

会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	宮 前 聖		
学校教育課長	大 辻 慎一郎	社会教育課長	万 殿 直 樹
教育総務課課長補佐	黒 藪 美 幸	教育総務課課長補佐	大 坊 哲 也
学校教育課長補佐	仁 後 知 佳	社会教育課課長補佐	山 本 哲
教育総務課係長	松 本 辰 徳		

日程 第 1 開会

午前 10 時 00 分、4 月定例教育委員会を開会する。

- ・松本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和 6 年 4 月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第 2 教育長あいさつ」福田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第 2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、おはようございます。委員の皆様全員、ご出席ですので、これより定例教育委員会を開催します。4 月の当初の入学式では、大変お世話になりました。今、始業式も終わり、いいスタートを切っているような状況と言えます。多少の欠席等が続いている児童、生徒も居るようですが、その対応などにも期待をし、それにこたえられる学校というのをお願いしています。それから今年に入ってから特に小中学校に声をかけておりますのは、一斉画一から、個別最適な指導であって、できる学校規模、学級規模、そのあたりでお願いしています。35 人のあたりと言ったら、数えるほどしかありません。該当校が 1 校か 2 校というようになっていますので、そのあたりでできるだけ個の指導ということを今お願いしているところでございます。

次に、^{あらき} 樸学園ですが、順調に工事への準備等を進めております。

まず、生徒募集ですが、早い時期から行い、どれぐらいの入学者が見込めるかということで考えていきたいと思っています。各学年に最低でも 3 人ぐらいは集まればいいかなと思います。

それから、その中で人事に関わって、希望者が掴みにくいのですが、ぜひ^{あらき} 樸学園が開校するのであれば、市内の教員の中でも関わってみたいということで意思表示をしてくださった方もあり、参考にしていけたらなと思います。

直近の様子等をお知らせしまして、ご挨拶とさせていただきます。

- ・松本係長、ありがとうございました。これより先の進行につきましては、福田教育長よりお願いいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に万殿委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、今回は、ございません。

日程 第5 議案審議

- ・福田教育長、議案第6号から第8号につきまして、美作市教育委員会会議規則第13条により委員の皆様にお諮りします。

議案第6号につきましては、美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号にある「市長又は議会への意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」であること、また議案第7号及び第8号につきましては、同項、第1号「人事に関する事」であることから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは、議案第6号から第8号については、非公開案件とさせていただきます。

議案第6号 令和6年度美作市一般会計補正予算（第1号）について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第6号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第6号を承認いたします。

議案第7号 美作市特別支援教育支援委員会委員の選任について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第7号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第7号を承認いたします。

議案第8号 美作市中学校部活動の地域連携・地域移行に係る協議会委員の選任について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第8号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第8号を承認いたします。
- ・福田教育長、非公開案件の議案が終了いたしましたので、非公開を解きます。

- ・福田教育長、議案第9号「美作市指定重要文化財の指定に係る諮問について」
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされています。「ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」とあるため、委員の皆様にお諮りいたします。

平田委員について、引き続き、同席いただくことにご異議ございませんか。

- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、では、異議なしということですので、審議を進めて参ります。社会教育課より、説明をお願いします。
- ・万殿課長、失礼いたします。議案第9号の提案理由につきましては、美作市古町2020番地に所在する「朝霧山防空監視哨跡」について、美作市指定重要文化財申請書が提出されたことに伴い、美作市文化財保護条例第10条第2項の規定に基づき、美作市文化財保護委員会に意見を求めるため、同委員会へ諮問してよろしいかお伺いするものです。資料4番をご覧ください。

地元区長、所有者の方から美作市指定重要文化財申請書が提出されております。

資料の裏面をご覧ください。

種別及び名称としまして、史跡、朝霧山防空監視哨跡ということです。

美作市古町2020番地、地積につきましては4,316平方メートル㎡。

指定の理由につきましては、県内に設置された防空監視哨は20ヶ所とされるが、正確な数は不明と岡山県史にも記載されていますが、本物件については山中にあって監視哨の形態を留めており、戦争を後世に伝える重要な資料と考えるためということで指定の申請をいただいております。

現地を確認させていただきまして、社会教育課としても重要なものと考え、指定をするよう考えておりまして、教育委員会にお諮りするものです。

- ・福田教育長、はい、説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、お願いします。
- ・岡本委員、このような哨跡は、忘れ去られていくと朽ちていき、消えてしまうものなのかなと思いますが、現在、小学生、中学生が遠足等で訪れるとか、教育という点で活用されているのでしょうか。
- ・平田委員、中学生が学習の一環として、現地を訪れることがあるようです。
- ・岡本委員、このような文化財が公的に保存されると良いですね。
- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第9号につきまして、承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第9号を承認いたします。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回の定例教育委員会の開催について。

- ・宮前次長、次回の定例教育委員会ですが、5月29日、水曜日、午後3時から予定しておりますので、よろしくお願いします。
- ・福田教育長、それでは次回の定例教育委員会は5月29日、水曜日、午後3時からでお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・福田教育長、午前10時25分、4月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏 名	教育総務課 松 本 辰 徳	会 議 録 署 名	教育長 福田昌弘 委 員 万 殿 貴 志
--------------	------------------	--------------	-------------------------